

弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No. **28**
2012/11



多摩地区法律相談センターの新しい取り組み

多摩地区の市民の皆様には、日頃、東京三弁護士会多摩地区法律相談センターをご利用いただきありがとうございます。今年度から八王子法律相談センターの夜間相談（午後7時まで）を水曜日・金曜日に拡充し実施しています。

また、次頁以降で紹介していますが、「子どもの悩み事相談」を新しく設け、「高齢者・障害者相談」は一層利用しやすい仕組みになりました。今年度は、日弁連との共催の「中小企業相談会」も開催しました。

弁護士は法的問題・トラブルを解決するエキスパートです。弁護士に相談することにより、必ずや解決の糸口を見つけることができると存じます。

多摩地区法律相談センターでは、多摩地区の市民の皆様の要望と信頼に応えるために、研鑽し、活動を広げ充実させてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

平成24年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長 高 木 敦 子

発行所

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階
Tel (042) 548-3800 Fax (042) 548-3808

東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

自転車にも道路交通法が適用になることを知っていますか？

弁護士
蔵 本 怜 子

相談者 最近聞いたニュースで、自転車は道路の左端を走らなければならないと言っていました、あれって本当ですか？



弁護士 本当ですよ。自転車は免許がいらず、誰でも自由に乗ることができるので自転車の乗り方に法的な規制がかかっていることを知らずに乗っている人が多いのです。でも、自動車と同じように自転車にも道路交通法が適用されるのですよ。

自転車の乗り方として、道路交通法が定めている主な点は次のようになっています。



(原 則)

1. 歩道と車道の区別のある道路や路側帯と車道の区別のある道路では、車道を走らなければならない。
2. 道路の中央から左側部分を、道路の左端に寄って通行しなければならない。

(特 例)

- 1) 普通自転車は、自転車道が設置されている道路では自転車道を通行しなければならない。
- 2) 自転車も、著しく歩行者の通行を妨げることとならなければ、路側帯を通行できる。ただし、歩行者の通行妨げないような速度と方法で進行しなければならない。
- 3) 道路標識等により普通自転車が通行できるとされている歩道は走行してもよい。
- 4) 歩行者の側方を通過する時には、これとの間に安全な間隔を保ち、または徐行しなければならない。

相談者 う〜ん…なんだかややこしいですね。原則は車道を走れと言いながら、例外として歩道や路側帯を走ってもいい場合があるが、その場合には歩行者優先で走れていることですかね。

弁護士 大まかに言えばその通りですが、実際には交通ルールを無視した乗り方をしている自転車が珍しくありません。これは、自転車運転者に交通ルールについての知識が余り無いうえに、自転車が車道を走るのが危険であるという道路交通の現状もある

ためと思われます。

それで警察庁も平成23年10月に、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」という通達を出しました。この通達が実施されると、自転車道が増えたり、普通自転車通行可の広い歩道が増えたりする一方で、悪質・危険な交通ルール違反の自転車の取締まりが強化されます。

相談者 ところで、最近自転車事故が増えているそうですね。

弁護士 そのようですね。高齢化社会になったことが影響していると思われます。

歩行者と自転車の衝突事故でも、どちらかが高齢者だった場合には、怪我が重大になることが多いですね。咄嗟に身を避けたり、ハンドルを切ることが難しいためです。

相談者 自転車に乗っていて歩行者を怪我させた場合には、どんなことになるのでしょうか？

弁護士 刑事と民事とで分けて考える必要があります。刑事上は、過失傷害罪とか重過失傷害罪に該当することがあります。民事上は、不法行為となり歩行者に損害賠償をしなければならないことがあります。

自転車事故の場合でも、道路交通法上の事故報告義務がありますので、警察に事故内容を届けてください。そうすれば、後日事故証明書がもらえるので、保険会社に保険金を請求する際にスムーズに支払いが受けられます。

ちなみに、自転車は自動車と違い自賠責保険が適用されないため、自転車運転者が任意で保険に加入していないと、保険から賠償金が支払われません。歩行者も、事故に備えて自分で保険に加入しておき、その保険から一定の補償を受けるなどの備えをしておくのが安心でしょうね。

相談者 自転車事故に遭ったり、起こした時に、何処に相談すればいいですか？

弁護士 (公財) 日弁連交通事故相談センターが行っている立川相談所や各自治体での法律相談や、弁護士会の多摩地区法律相談センター(立川・八王子)の法律相談を利用するとよいでしょう。 以上

中小企業相談結果

弁護士
田 崎 博 実

9月15日、東京三弁護士会多摩支部で、中小企業を対象とした無料法律相談会を開催しました。これは、日本弁護士連合会が主催した全国一斉の企画に、多摩支部が参加したものです。多摩支部としては初めての試みであり、広報体制が十分整っていなかったにもかかわらず、当日は、10件の相談があり、多摩支部管内における中小企業の法律相談に対する需要が高いものであることが明らかになる結果となりました。

.....

相談の内訳をみると、売掛金の回収に関するものが4件あり、これは、いずれも元請会社が工事代金を支払わないというものでした。中小企業の法律相談を受け付けると、元請と下請との間で契約書が交わされない事例をよく聞きます。元請が成果物の受領証などを発しないケースもよくあります。このため、工事代金をめぐるトラブルが頻出することも予想されていたのですが、今回の無料法律相談会でも、その問題が表面化した形となりました。売掛金の不払い問題は、訴訟にまで発展すると回収まで1年以上の時間がかかることがあります。このため、中小企業にとって、弁護士費用をかけてまで解決する価値がないとの苦渋の判断を強いられることがあります。普段から弁護士を顧問として活用し、契約内容や工事の引渡しを適正化して、そもそも売掛金の不払いを発生させないことが理想です。他方で、下請け中小企業には、顧問弁護士を雇うだけの経済的余力がないこともあります。そこで、下請け中小企業にも利用しやすい法律顧問契約をどのように実現していくかを検討することが、今後の中小企業支援の課題となるでしょう。

中小企業や住宅ローンの借り手が金融機関に返済負担の軽減を申し入れた際に、できる限り貸付条件の変更等を行うよう努めることなどを内容とする、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）の期限が来年3月に迫っていることもあってか、今回の法律相談会では、債務の処理に関する相談が3件ありました。今年3月までに、中小企業金融円滑化法に基づく中小企業に対する貸付条件の変更は、300万件近くあったといえます。中小企業円滑化法の目的は、中小企業の資金繰りを当面安定させ、その期間内に事業改善を促す点

にあります。しかし、実際には経営改善がほとんど進んでいない企業も多く、中小企業金融円滑化法の終了後は、その反動で倒産件数が増加することが懸念されています。そこで、その後の中小企業の経営支援の必要性が指摘され、さまざまな専門家や中小企業関係団体との連携が求められております。その中で、法律の専門家としての弁護士が、いかに中小企業に対するコンサルティング能力を発揮するか問われています。今後の弁護士には、倒産法制だけでなく、より幅広い中小企業支援法制、とくに事業再生法制を研究する必要性があるでしょう。このほどの法律相談会では、相談件数の3割がその債務の処理に関するものであり、多摩支部あがての中小企業支援法制の研究や、弁護士会としてする中小企業支援体制の整備は、緊急の課題とさえいえそうです。

.....

このほどの法律相談会で受け付けた残り3件は、従業員とのトラブルに関する相談でした。従業員の残業代や不当解雇といった典型的な労働問題に関する相談は、このうち1件でした。残り2件は、従業員の不正や、退職した従業員がしている活動の問題でした。労働審判制度が平成18年に始まって以来、裁判所の新受件数は増加傾向にあるようで、今回の法律相談で典型的な労働事件が1件にとどまったのは意外な観があります。もっとも、一般に労働事件は、雇用者がする給料の支払いや解雇に従業員が不満を感じることから始まるケースが多く、雇用者である中小企業の側から労働相談を持ちかけてくることは少ないのかもしれませんが、しかし、使用者が、法的に無理な処分をしてしまって、労使で法的紛争に発生してしまうというのは、労働者にとっても使用者にとっても不幸です。ですから、経営者としては、従業員との間でトラブルが生じそうな予感があるときは、事前に、弁護士に相談する体制を作っておく必要があるでしょう。やはり、従業員を一定数以上雇うぐらいの企業に成長したときは、弁護士と顧問契約することを検討するべきなのでしょう。

.....

最後に、今回の法律相談会は、10件の相談を受け付け、まさに多摩地区にある中小企業の弁護士需要に応

〈次ページへ続く〉

〈前ページから続き〉

えた企画となりました。しかし、他方で、これだけ、相談できる弁護士がいなかった事業者がいたのです、ということもできます。今回の相談内容の中には、定期的に顧問弁護士と法律相談をしていれば、問題を回避できた可能性がある事例も散見されました。また、事業再生や従業員とのトラブルの問題も、深く掘り下げて相談できる顧問弁護士がいれば、必ず良い解決法

を見つけることができるはずです。ですから、弁護士がする中小企業支援の第一歩は、中小企業に利用しやすい弁護士顧問契約を提案していくということになるでしょう。中小企業を支援していくにあたり、多摩支部所属の弁護士の責任は重大です。今回の法律相談会は、そのことを意識せざるを得ない結果となったのではないのでしょうか。

「弁護士子どもの悩みごと相談」が 本年6月から始まりました。

弁護士
福 武 功 蔵

1. 弁護士子どもの悩みごと相談とは

いじめ、虐待、退学、不登校など、子どもに関わる問題について、どこに相談すればいいのか悩んだご経験はないでしょうか。

弁護士会では、子どもや親を対象として、毎週水曜日の午後2時から5時に、東京三弁護士会多摩支部（立川市）で、弁護士が電話相談をお受けしております。電話相談は無料です。

子どもの社会は大人の社会の縮図と言われることがあります。子どもには子ども特有の悩みがあり、その対応には専門的な知見が必要です。昨今のいじめに関する報道の取り組みなどから、各種のいじめ相談窓口が立ち上がっておりますが、「弁護士子ども悩みごと相談」の特長は、電話相談を受けるだけではなく、必要な場合には専門的な知見を持った弁護士が解決に向けた対応を行うことができるということにあります。その際の弁護士費用については、日本弁護士連合会の援助制度等を積極的に利用することにより、子どもには極力負担がかからないように工夫して取り組んでおります。

2. なぜこの相談が始まったのか

同様の子ども向けの法律相談は、全国各地の弁護士会で既に取り組みされており、東京では東京弁護士会（「子どもの人権 110 番」）や第二東京弁護士会（「子どもの悩みごと相談」）で約 20 年前から電話相談が行われております。これらの電話相談を通じて、いじめや体罰、家庭に居場所がない子どもたちの事件など、数多くの事件が解決に至っており、弁護士が関わることで子どもの権利の早期救済につながってきた実績があります。

これらの相談窓口には、年間約1,200件程度の相談が寄せられており、その一定割合が多摩地域在住の子どもや保護者からのものでした。しかし、多摩地域から霞ヶ関までの物理的な距離は、相談者（特に子ども）にとっては負担に感じる距離でもあり、相談者側によっては、その距離のために相談を断念せざるを得ないなど、「距離」の問題は私たちの思う以上に大きな壁となっていました。

そこで、もっと多摩市民の身近なところで同様の法律相談をできれば、相談者も相談をしやすくなるのではないかとこのような多摩地域の市民のニーズが明確にみられる中、東京三弁護士会多摩支部の子どもの権利委員会では、地域で起きた子どもに関する法律問題について、より身近な地域の弁護士が受け皿になる必要性を強く感じ、準備を重ねて参りました。多摩支部での電話相談開始によって、地域内の関係各機関と密な連携を図りながら必要に応じた法的サービスを提供できるようになれば、とても大きな意義があると考えております。是非この「弁護士子ども悩みごと相談」をご利用下さい。

3. どんなことが相談できるの？

子どもに関わる相談であれば、どんなことでも構いません。内容によっては他の相談窓口を紹介いたします。

子ども本人からの相談も受け付けています。電話相談では、相談者が名前を言いたくなくても大丈夫です。相談の秘密は守られ、相談者が相談したことは誰にも知られることはありません。電話を切りたくなければいつ電話を切ってもかまいません。上述したとおり、お金の心配もありません。弁護士が相談者と一緒に良い解決方法を考えますので、是非この

「弁護士子ども悩みごと相談」をご利用下さい。

子どもや親を対象とした電話相談ですが、もちろん、関係者の方々からのお電話もお待ちしております。

相談事例について具体的にご案内致します

いじめに関する事例

昨今報道されているいじめの問題では、何よりもいじめられている子どもの心のケアが必要です。子どもの話を受け止め、心のケアや学校に対する取り組みの仕方について、弁護士が相談者と一緒に良い解決方法を考えます。

いじめの被害者だけでなく、加害者の子ども、あるいは加害者と疑われてしまっている子どもやその親からの相談も受け付けております。

虐待に関する事例

家庭内での子どもに対する虐待は、近時とみに報道が増加している事例です。地域の児童相談所や子ども家庭支援センターなどの関係機関とも連携を取りなが

ら、弁護士が良い解決に向けて尽力致します。

インターネット被害

家庭でのインターネットやスマートフォンの普及等に伴い新しく出てきた問題です。消費生活センター等と連携を取りながら、弁護士が直接業者と交渉し、解決に向けて尽力致します。

その他

この他にも、犯罪を起こした子どもの少年非行の事例や学校から退学を迫られて困っている事例、両親の離婚などで家庭に居場所のない子どもの事例など、子どもが抱える様々な悩みについて、弁護士と一緒に良い解決方法を考えましょう。ぜひこの電話相談をご活用下さい。

東京三弁護士会多摩支部
弁護士子どもの悩みごと相談
☎ 042-548-0120
毎週水曜日／午後2時～5時
(祝日・年末年始を除く)

犯罪被害者支援に関する取り組み及び被害者参加制度について

弁護士
狩 集 英 昭

1 犯罪被害者無料電話相談について

東京三弁護士会多摩支部では、平成22年6月より、毎週火曜日午後1時から4時までの間、弁護士による犯罪被害者のための無料電話相談を実施しています。平成24年8月までに116件の相談をお受けしました。

同相談をきっかけに、面接相談（初回の相談は無料）に至るケースも増えています。

同相談では、毎月第1火曜日は女性弁護士が担当しており、女性の被害者にも安心してご相談を頂いております。

被害者参加制度に関するお問い合わせを頂くこともあるため、以下では、同制度についてご説明します。

2 被害者参加制度とは

殺人・自動車運転過失致死傷等一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて、刑事裁判に参加し、被告人質問・意見陳述等の訴訟活動を行う制度です。

3 制度の開始・東京地方裁判所立川支部での運用状況

(1) 制度の開始

平成19年6月に刑事訴訟法の一部が改正され、平

成20年12月1日より施行されました。被害者参加制度は、施行から4年ほどの新しい制度といえます。

(2) 東京地方裁判所立川支部での運用状況

東京地方裁判所立川支部の速報値では、平成22年度に終局した事件で、被害者参加が許可された事件の被告人の実人員は、21人でした。

このうち、裁判員裁判対象事件の被告人の実人員は7人で、また後記の国選被害者参加弁護士が選任された事件の被告人の実人員も7人でした。

4 対象犯罪

被害者参加は、被害者等であれば誰でも認められるわけではなく、一定犯罪の被害者等に限り認められます。具体的には、

- ①殺人、傷害、危険運転致死傷など故意の犯罪行為によって人を死傷させた罪
- ②強制わいせつ、強姦などの性犯罪
- ③業務上過失致死傷、自動車運転過失致死傷など
- ④逮捕及び監禁
- ⑤未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐など

〈次ページへ続く〉

〈前ページから続き〉

⑥前記②から⑤をその犯罪行為に含む罪（例えば、強姦致傷など）

⑦上記①ないし⑥の罪の未遂罪

が対象となります。

前記のとおり、傷害、自動車運転過失致傷など、市民の皆様が被害にあう可能性が比較的高い犯罪も対象とされています。

5 参加ができる人の範囲

犯罪被害者のみならず、その法定代理人、犯罪被害者が死亡した場合や心身に重大な故障がある場合には、被害者の配偶者、直系の親族（祖父母・両親・子供・孫）、兄弟姉妹が参加することができます。

6 被害者参加によりできること

被害者参加人は、刑事裁判の当事者として、公判期日に出席することができます。従来から、犯罪被害者に対しては、裁判所から優先傍聴券が配布されるなど配慮されていましたが、事件の当事者として法廷内に入り、刑事裁判に参加することができるのです。なお、法廷内に入るのは義務ではなく、被害者参加をした上で、参加人は傍聴席にとどまり、代理人弁護士の

み法廷内に入ることもできます。

被害者参加人は、被告人に直接質問することや、情状証人に対して、情状に関する事項（例えば、被告人親族による謝罪の状況等）に関して尋問を行うことができます。

さらに、事実又は法律の適用についての意見（例えば、被告人の量刑に関する意見）を述べることもできます。

7 被害者参加人のための国選弁護士制度

被害者参加人は、弁護士を代理人として選任することができますが、資力の乏しい方でも弁護士の援助を受けることができるよう、被害者参加人のための国選弁護士制度もあります。

8 さいごに

犯罪被害者無料相談は、市民の皆様のために運営しているものです。お気軽にご連絡ください。

犯罪被害者無料相談
☎042-548-3870

高齢者・障害者相談

弁護士
清水 光子

「遺言を書きたいのだけれど、何に気をつければいいのかしら？」

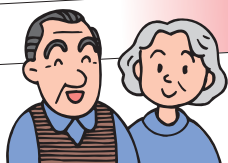
「一人暮らしで、今は元気だけれど将来が心配。」

「知的障害のある兄が、街で声をかけられて高価な物を買わされてしまった。どうしたらいいか…」

東京三弁護士会多摩支部では、高齢者・障害者の方たちが利用しやすい専門法律相談を行っています。是非、お気軽にご相談ください。

誰が利用できるの？

高齢者・障害者ご自身だけでなく、これらの方々のご家族、お世話をされている方なども、高齢者・障害者に係る問題であれば誰でも利用できます。



どこで相談できるの？

相談場所は、相談担当弁護士の事務所となります。相談者の方のご自宅の近くなど、ご要望にできるだけ沿った弁護士をご紹介します。また、事務所まで出かけるのが大変だという方には、ご自宅等への出張相談を行います。

費用はかかるの？

原則有料で、相談料は以下のとおりです。

事務所相談：30分以内 5,250円（消費税込み）
（30分を超えるごとに 5,250 円の超過料金が）
かかります。

出張相談の場合は、上記のほかに出張料5,250円及び交通費実費が必要となります。

なお、経済的に余裕がない方の場合、収入や資産の額が法テラスの基準の範囲内であれば、事務所相談・

出張相談ともに無料で利用できます。ご予約のお電話で、「法テラスの利用希望」とおっしゃってください。最終的な法テラス利用の可否は、法テラスで審査のうえで、後日決定されます。

法テラスの基準

■ 収入要件

世帯の人数	世帯の手取額の合計(月額)の基準	家賃等を支払っている場合、左の金額に加算できる限度額
1人	200,200円以下	41,000円
2人	276,100円以下	53,000円
3人	299,200円以下	66,000円
4人	328,900円以下	71,000円

■ 資産要件

世帯の人数	世帯の現金・預貯金合計額の基準
1人	180万円
2人	250万円
3人	270万円
4人	300万円

どんな弁護士が対応してくれるの？

高齢者・障害者に係る問題についての研修を受けた弁護士が対応します。弁護士について、事務所の場所、経験、性別等のご要望があれば、できるだけそれに沿った弁護士をご紹介します。

相談するためにはどうすればいいの？

まずは、弁護士会多摩支部の予約電話

042-548-1190 へ、お電話ください。

受付時間は、月曜日から金曜日までの午前9時30分から正午まで、午後1時から4時30分までです。その後、弁護士会から相談担当弁護士をご紹介しますので、ご相談者から事務所へお電話していただき、直接担当弁護士と相談日時を決めてください。



高齢者・障害者専門法律相談には、様々なご相談が寄せられていますが、最も多いのは後見制度に関する相談です。ここでその一つをご紹介します。

Q 私は一人暮らしで、親族は九州に亡き妹の娘たちがいるだけです。今は元気ですが、将来が心配です。遠くのめいたちにはなるべく迷惑をかけたくありません。今から準備できることはありますか？（Aさん・75歳女性）

A 任意後見契約をご案内します。これは、判断能力があるうちに、将来判断能力が低下したときに任意後見人になってもらう人と後見人に支援してもらう事務を予め決め、任意後見人予定者と契約をする制度です。この契約書は公正証書にしないでなりません。

支援してもらう事務には、老人ホーム等の施設や病院との入所（院）契約、費用の支払、預貯金取引、家賃や年金の受領及びこれらに関する諸手続などが考えられます。

任意後見人に弁護士など専門家を依頼する場合は、任意後見開始後報酬を支払うことになりますが、この報酬の額も予め決めておきます。報酬の額は、本人の財産の額や支援してもらう事務の内容によりますが、月3万円から5万円程度が多いと思われます。

任意後見は、本人の能力が低下して不十分になったときに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立て、これが選任されたときに開始します。本人と後見人予定者とは定期的に面会するなどして、本人の能力の低下がないかチェックする必要があります。そのため、任意後見契約とともに見守り契約を取り交わす場合もあります。

さらに、自分が死亡したあと、葬儀を行ってほしいとか、永代供養を行ってほしい、住んでいた家をきれいにしてほしいなどの希望がある場合は、死後事務委任契約を結ぶことも考えられます。

なお、後見人には医療について同意する権限はありません。ですから、手術が必要になったときに医療機関から親族の同意を求められた場合は、めい御さんに判断してもらうことになります。

法律相談センターのご案内

東京三弁護士会多摩支部 <http://www.tama-b.com/>
法律相談をクリックしてください

立川法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

- 月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

- 月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前10時～午後3時30分

労働相談 毎週火曜日 午後(労働者側)
毎週木曜日 午後(使用者側)

消費者相談 毎週水曜日 午後

専門相談有り、詳しくはお問い合わせ下さい

八王子法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

- 月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

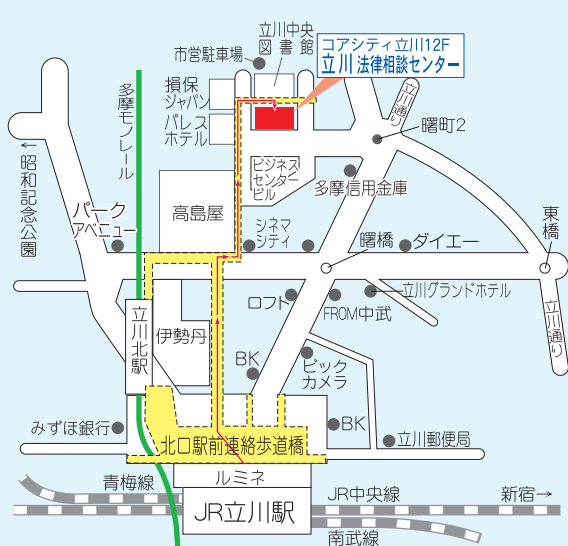
相談日

- 月・火・木・土曜日(祭日を除く)
午前10時～正午
- 月曜日～土曜日(祭日を除く)
午後1時～午後3時30分

※毎週水曜日・金曜日のみ
午後4時30分～7時

専門相談有り、詳しくはお問い合わせ下さい

ク
レ
サ
ラ
専
門
相
談
は
無
料
!!



※JR立川駅北口より徒歩5分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

立川法律相談センター

〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

042-548-7790



※京王八王子駅西口より徒歩3分
※JR八王子駅北口より徒歩7分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11

042-645-4540